

議案第四十号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「所在地並びに児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の定員」を「生徒及び幼児の定員並びに所在地」に改める。

第十三条第一項中「児童等」を「児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）」に改める。

第二十五条第一項を次のように改める。

寄宿舎を付置する学校は、秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校、秋田県立比内支援学校、秋田県立能代支援学校、秋田県立栗田支援学校、秋田県立ゆり支援学校及び秋田県立大曲支援学校とする。

別表中「部科」を「部・科」に改め、同表秋田県立盲学校の項中「秋田県立盲学校」を「秋田県立視覚支援学校」に改め、同表秋田県立聾学校の項中「秋田県立聾学校」を「秋田県立聴覚支援学校」に改め、同表秋田県立比内養護学校の項中

「秋田県立比内養護学校」を「秋田県立比内支援学校」に、「九六」を「四八」に、

校	かの分	小学部	六年
	中学部	三年	
たかのす	小学部	六年	
	中学部	三年	
分校			

かの校	小学部	六年	
	中学部	三年	
高等部			
普通科			
			二四

に改め、同表秋田県立能代養護学校の項中「秋田県立能代養護学校」を

たかのす校		
高等部	中学部	小学部
普通科		
三年	三年	六年
二四		

「秋田県立能代支援学校」に、「四八」を「四〇」に改め、同表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中「秋田県立養護学校天王みどり学園」を「秋田県立支援学校天王みどり学園」に、「四八」を「四〇」に改め、同表秋田県立栗田養護学校の項中「秋田県立栗田養護学校」を「秋田県立栗田支援学校」に、「八八」を「九六」に改め、同表秋田県立ゆり養護

学校の項中「秋田県立ゆり養護学校」を「秋田県立ゆり支援学校」に改め、同表中

秋田県立大曲養護学校		
高等部	中学部	小学部
普通		

科		
三年	三年	六年
七二		
大仙市大曲西根字下成沢百二十二番地		

を

秋田県立大曲支援学校					
せんぼく校			本校		
高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部
普通科			普通科		
三年	三年	六年	三年	三年	六年
八			六四		

大仙市大曲西根字下成沢百二十二番地
仙北市角館町小館七十七番地二

に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「秋田県立横手養護学校」を

「秋田県立横手支援学校」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「秋田県立稲川養護学校」を「秋田県立稲川支援学校」に、「三二」を「四〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年十月十四日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

特別支援教育に関する整備計画に基づき分校を設置する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

特別支援教育に関する整備計画に基づき分校を設置する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県立特別支援学校の名称を変更することとする。(第25条及び別表関係)
- (2) 校名変更後の秋田県立比内支援学校の分校の名称を変更するとともに、各分校に高等部を開設することとする。(別表関係)
- (3) 校名変更後の秋田県立大曲支援学校にせんぼく校を設置することとする。(別表関係)
- (4) 高等部普通科の生徒の定員を次のとおり改めることとする。(別表関係)

名称		定員	
		改正前	改正後
秋田県立比内支援学校	本校	96	48
	かづの校	/	24
	たかのす校	/	24
秋田県立能代支援学校		48	40
秋田県立支援学校天王みどり学園		48	40
秋田県立栗田支援学校		88	96
秋田県立大曲支援学校	本校	72	64
	せんぼく校	/	8
秋田県立稲川支援学校		32	40

- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

(組織)
 第二条 特別支援学校の名称、部・科、学科、修業年限、生徒及び幼児の定員並びに所在地は、別表のとおりとする。

(欠席)
 第十三条 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）が欠席しようとするときは、保護者は、校長にその旨を届け出なければならない。ただし、寄宿舎又は病院等から通学している者にあつては、それぞれの寄宿舎又は病院等の職員が代わつて行うことができる。

2 略

(寄宿舎)

第二十五条 寄宿舎を付置する学校は、秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校、秋田県立比内支援学校、秋田県立能代支援学校、秋田県立栗田支援学校、秋田県立ゆり支援学校及び秋田県立大曲支援学校とする。

2・3 略

別表（第二条関係）

名称	部・科	学科	修業年限	定員	所在地
秋田県立視覚支援学校	略	略	略	略	略
秋田県立聴覚支援学校	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
秋田県立比	略	略	略	略	略

旧

(組織)
 第二条 特別支援学校の名称、部・科、学科、修業年限、所在地並びに児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の定員は、別表のとおりとする。

(欠席)
 第十三条 児童等が欠席しようとするときは、保護者は、校長にその旨を届け出なければならない。ただし、寄宿舎又は病院等から通学している者にあつては、それぞれの寄宿舎又は病院等の職員が代わつて行うことができる。

2 略

(寄宿舎)

第二十五条 寄宿舎を付置する学校は、次のとおりとする。
 秋田県立盲学校
 秋田県立聾学校
 秋田県立比内養護学校
 秋田県立能代養護学校
 秋田県立栗田養護学校
 秋田県立ゆり養護学校
 秋田県立大曲養護学校

2・3 略

別表（第二条関係）

名称	部科	学科	修業年限	定員	所在地
秋田県立盲学校	略	略	略	略	略
秋田県立聾学校	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
秋田県立比	略	略	略	略	略

	秋田県立稲川支援学校	秋田県立横手支援学校
高等部	略	略
普通科	略	略
三年	略	略
四〇	略	略
	略	略

	秋田県立稲川養護学校	秋田県立横手養護学校
高等部	略	略
普通科	略	略
三年	略	略
三二	略	略
	略	略